

仕様書

1 契約件名

令和8年度 自動車保守管理業務（石川地区）（単価契約）（共同調達）

2 業務の目的及び契約内容

石川労働局、金沢地方法務局、金沢地方検察庁、中部公安調査局金沢公安調査事務所、金沢刑務所、金沢少年鑑別所、湖南学院、北陸財務局及び北陸農政局が保有する自動車（以下「対象自動車」という。）について、道路運送車両法及びその他関係法令の定めに適合し、常時安全な運行ができるよう良好な状態に保つために、点検、整備、タイヤ交換及び維持管理の手続等を行う業務とする。

3 本業務の契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 対象自動車の台数・保有場所等

（参考）別表1「保守管理対象自動車一覧」

石川労働局管内（全14台：金沢市、小松市、七尾市 外）

金沢地方法務局（全1台：金沢市）

金沢地方検察庁（全3台：金沢市2台、七尾市1台）

中部公安調査局金沢公安調査事務所（全5台：金沢市）

金沢刑務所（全8台：金沢市7台、七尾市1台）

金沢少年鑑別所（全2台：金沢市）

湖南学院（全3台：金沢市）

北陸財務局（全6台：金沢市）

北陸農政局（全34台：金沢市23台、河北郡内灘町5台、小松市6台）

5 本業務の内容

別表3「保守管理業務一覧」に記載されている定期点検整備、継続検査（車検）（以下「車検」という。）及びタイヤ交換等を行うこと。

実施に当たっては、事前に別表2に示す対象自動車保管官署各施設担当者（以下「別表2の担当者」という。）へ、別表1の車検及び定期点検の有効期間の満了する日の前月10日までに日程調整を行うこと。

契約業者は対象自動車について、別表2の官用車配置所在地から半径10km圏内の整備工場等を指定し、別表2の担当者等が持ち込み、引き渡しを行うこととする。

なお、別表2の担当者からの申し入れに応じて代車を用意すること。

また、上記圏内に整備工場等を指定出来ない場合には契約業者が引取り、納車を行う

こととし、その費用については別途、発注者に請求出来るものとする。

業務が完了したときは別表4「業務完了報告書」を作成の上、車両返還時に別表2の担当者へ提出するとともに整備状況の報告を行うこと。

本業務範囲外の要修理箇所ほか重大な問題が発生した場合には、その旨を別表2の担当者に連絡し事前協議を要すること。

(1) 定期点検整備（6か月及び12か月点検）

① 定期点検整備とは、道路運送車両法第48条に定める点検の時期に、同法第49条に定める「点検整備記録簿」に記載のある点検整備を実施するほか、別表1に示す6か月点検を希望する対象自動車については、新車時の6か月点検を除き、6か月毎に「点検整備記録簿」中の「新車時の6か月点検」に準じて点検整備を実施する。

また、点検以外に、ウォッシャー液補充を実施すること。

なお、点検時において、別表3に記載されているエンジンオイル交換、エンジンオイルフィルター交換、ワイパークリーナー交換（リアも含む）、エアコンフィルター交換、バッテリー交換の必要が生じたものは、交換を行うこと。

② 別表1の対象自動車ごとに点検整備の実施時期を管理し、別表2の担当者に連絡し、日程等について調整を行う。

点検の際は、対象自動車を官署より引き受け後、当日午後4時までに点検を終了し別表2の担当者へ連絡の上、返還すること。

なお、当日午後4時までに納車できない場合は、別表2の担当者へ理由及び代車手配等説明の上、協議を行い、納車日を決定することとする。

また、納車時には、保管官署の検査担当者の検査を受けること。

(2) 車検

① 前記(1)①のほか、以下の業務を行う。

- ・道路運送車両法第62条に定める車検及び登録手続を行う。
- ・車検有効期間の満了までの自動車損害賠償責任保険の契約手続を行う。なお、発注者において保険事業者の指定は行わない。
- ・別表3に記載されているブレーキフルード交換、発煙筒交換等の必要が生じたものは、交換を行うこと。また、点検以外に、ウォッシャー液補充を実施すること。
- ・車検の際に、保安基準に適合しない不備が見つかり部品等を交換する場合は、純正品又は同等品とし、選定した交換部品については別表2の担当者に確認を求めることとする。

なお、中古の部品を使用することは認めない。

② 対象自動車の車検実施については、有効期間の満了する日の前月10日までに別表2の担当者へ車検日程の調整を行い実施すること。

車検の際は、対象自動車を保管官署より引き受け後、原則当日午後4時までに検

査を終了し別表 2 の担当者へ連絡の上、返還すること。なお、当日午後 4 時までに納車できない場合は、別表 2 の担当者へ理由及び代車手配等説明の上、協議を行い、納車日を決定することとする。

また、納車時には、保管官署の検査担当者の検査を受けること。

(3) タイヤ交換

- ① タイヤ交換作業を実施するときは、別表 2 の担当者からの連絡を受け、日程等について調整を行う（概ね 4 月上旬及び 11 月を予定している。）。
- ② 別表 2 の担当者が指定された整備工場等に、対象自動車及び交換するタイヤを持ち込むこととする。なお、交換タイヤ積み下ろしは契約業者負担とする。
- ③ 交換するタイヤが、通常使用において必要十分な性能を発揮できないと認められる場合には、別表 2 の担当者に連絡の上、その後の対応の指示を仰ぐこと。また磨耗及びエアバルブのチェックを必ず行うこととする。
- ④ 定期点検整備及び車検と同時にタイヤ交換を行う場合については、タイヤ交換料金については定期点検整備及び車検費用に含むものとする。

(4) エンジンオイル等の交換

定期点検整備及び車検以外で、別表 2 の担当者からの指示があった場合、エンジンオイル（オイルドレンパッキンの交換を含む）、エンジンオイルフィルターの交換を行う。

(5) 洗車

- ① 洗車を実施するときは、別表 2 の担当者等からの連絡を受け、日程等について調整を行い、別表 2 の担当者等が指定された整備工場等に車両を持ち込むこととする。
- ② 洗車方法については、車外は洗車機による洗車とし、車内は掃除機による清掃を行う。

(6) 契約外費用の発生について

定期点検整備又は車検の際に、別表 3 以外の修理・交換を必要とする箇所を発見した場合は、別表 2 の担当者に連絡をするものとし、交換部品等を協議の上、交換するものとする。

なお、この場合、当該修理・交換に要する費用は、別途請求できるものとする。

(7) 代車について

代車の利用は無料とし、代車には自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）への加入の外、自動車損害賠償保険（任意保険）への加入を必須とするが、代車に生じた損害については、発注者が賠償責任を負うものとし、その他、交通事故等発生時における

損害賠償等は別途協議することとする。

また、代車の使用に基づく給油は走行距離が概ね20kmまでは不要とし、概ね20kmを超える場合には別表2の担当者と協議の上、発注者の負担で行うものとする。

6 代金の請求及び支払い

① 毎月ごとの後払いとし、業務完了分（各月最終日における業務完了分まで）の請求書を作成し、提出すること。なお、支払は、発注者ごとに行うため、請求書は発注者ごとに発行すること。

なお、令和8年度会計年度末（令和9年3月業務完了分）に関する請求書については、令和9年4月9日（金）までに請求できるよう迅速な対応を行うこと。

② 車検において課される自動車損害賠償責任保険の加入代金及び自動車重量税については、請求書を別葉にすること。

7 再委託について

① 契約業者は、委託業務の全部を第三者（契約業者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。

② 契約業者は、再委託する場合には、別添契約条項に定めるとおり、発注者に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。

③ 契約業者は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者の行為について、発注者に対し全ての責任を負うものとする。

④ その他詳細は、別添契約書条項に定めるとおりとする。

8 その他

① 本仕様書の内容について疑義が生じたとき、又は仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と協議により決定する。

② 別表1に記載の台数は、予定台数であり、契約期間内に交換購入により対象車両が減少する場合があるので了承のこと。

③ 契約業者は、実施した車検及び法定12か月点検等による不良、隠れた瑕疵があった場合には、早急に修理又は取替えなどの対応を行うこと。

④ 契約業者及び本役務に従事する技術員は、役務の実施に当たって知り得た発注機関の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。

⑤ 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年5月31日法律第100号）」第6条第2項第二号に定める基準（判断の基準）に基づいて業務を行うこととし、それにより難い場合は、別途協議を行い決定することとする。